

関係各位

改定 2016年2月25日
制定 平成17年7月
(一社)日本自動車車体工業会
(一社)日本自動車工業会

商用車架装物リサイクル・適正処理に関する「協力事業者制度」 ご案内と参加申込書・調査票記入要領につきまして

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当工業会の活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成14年7月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が制定されました。これにより、使用済み自動車のリサイクル及び適正処理のシステム構築が加速的に推進されるところであります。

このような状況の中、(一社)日本自動車車体工業会と(一社)日本自動車工業会は、トラックや特種車両等の商用車^(注1)の架装物^(注2)について積極的にリサイクル及び適正処理を推進するべく、自主取組みを行っております。尚、この架装物は、法律の対象となっておりませんので、この自主取組みにより新たな自動車リサイクルシステムを補いより良い仕組みづくりへ向けて貢献するものと言えましょう。

(一社)日本自動車車体工業会と(一社)日本自動車工業会は、平成16年3月に「協力事業者制度」^(注3)を創設することにより、商用車架装物を廃棄するユーザー、業者、行政等に対して、必要な処理や再資源化が適正に行えるよう処理事業者情報の提供を行っております。より具体的には、商用車架装物が廃棄されるに際しまして、架装物のFRP製パネル、断熱材(ウレタンフォーム、スチレンフォームなど)、FRP製パネルや断熱材に貼り合わされた木材および荷台の床板部分の木材の適正処理が求められています。

このような背景のもと、(一社)日本自動車車体工業会および(一社)日本自動車工業会は「協力事業者制度」にご参加頂ける事業者を広く公募し、同制度のさらなる発展・拡充へのご助力をお願い申し上げます。今後とも、適正な再資源化及び適正処理推進という社会的要請に貢献するため、処理事業者に関する情報がネットワーク化されて新たな社会インフラとして整備される一助となるよう努力してまいりたい所存であります。

「協力事業者制度」の公募に際し、書式は下記のとおりです。

- ①商用車架装物「協力事業者制度」参加申込書
- ②商用車架装物「協力事業者制度」参加適正処理施設調査票
- ③商用車架装物「協力事業者制度」の運営要領
- ④本状(商用車架装物「協力事業者制度」ご案内と参加申込書・調査票記入要領)

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが、「協力事業者制度」の公募に際しまして、①の参加申込書にて**【参加申込書記入要領】**をご参照のうえお申し込み頂くとともに、基礎情報をご提供頂きたく、**【調査票記入要領】**に沿いまして②の調査票(全10頁)に

ご回答頂きますようお願い申し上げます。

「協力事業者制度」にご参加頂きますと、(一社)日本自動車車体工業会のホームページ等に、架装物の処理に関する「協力事業者」として、貴社の社名、調査票の【公表】と記載した項目について、掲載することとなります(ホームページ上では、年1回のホームページ更新に合わせて、公表させていただきます)。

【参加申込書記入要領】

(1) 別紙、商用車架装物「協力事業者制度」の運営要領にご同意頂いたうえで、参加を希望して頂けましたら参加申込書へのご記入をお願い致します。

(2) 貴社の社名、代表者ご芳名、印鑑、住所(郵便番号を含む)、電話番号、従業員数(正規と臨時のそれぞれについて)、設立年を所定の箇所にご記入頂きますようお願い致します。

(3) お手数でございますが、代表者ご芳名は代表者の自署にてご記入頂き、印鑑は代表者印をご捺印頂きますようお願い申し上げます。

【調査票記入要領】

(4) 調査票の各質問番号のあとに【公表】、【非公表】を区分していますが、これは(一社)日本自動車車体工業会のホームページ等に公表する範囲を示しております。

(5) 【公表】と指定した質問でも、貴社が非公表にしたい項目があれば、各回答欄に「非公表」とご記入頂くとともに、質問番号17にもまとめてご記入下さい。貴社のご判断に沿い非公表とさせていただきます。

(6) ただし、参加申込書・質問番号1の会社概要、質問番号2の許可取得事項、質問番号3の受入窓口、質問番号6の処理可能物、質問番号7の処理可能物および処理施設を有する事業所・工場名とその所在地、質問番号12(1)～(5)の搬入に関する条件は、「協力事業者制度」運営の必要上必ず公表させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

(7) 処理可能物を木材、FRP製パネルと断熱材に区分しております。各質問番号のあとの共通項目には、処理可能物の区分にかかわらず、共通してご記入をお願い致します。

*木材については、木材の処理をして頂ける方のみ

◇FRPについては、FRP製パネルの処理をして頂ける方のみ

☆断熱材については、断熱材の処理をして頂ける方のみ

□選択は、該当箇所の1つ～すべてに

それぞれご記入をお願い致します。木材、FRP製パネルと断熱材のすべての処理をして頂ける方は、すべての質問項目にご記入をお願い致します。

(8) 回答のうち数量に関するものは、できる限り調査票に指定した単位でご回答下さい。

例：質問番号13「申請された処理能力」、「申請された焼却能力」は1日当たりトン数(t/日)。

質問番号12-(3)「受入可能な最大の大きさ(寸法)」はメートル(m)。

アンケート票に指定した単位以外でご回答頂きます場合は、必ず単位を明記頂きますようお願い致します。

【参加申込書と調査票のご返送】

(9) 申込用紙のご返送は、郵送またはFAX（E-mailを除く）のみの受け付けとさせていただきます。お手数で恐縮でございますが、よろしくお願い致します。

(10) 調査票のご回答は、郵送、FAXまたはE-mailでも受け付けさせていただきます。

ご返送の住所、FAX番号、E-mailアドレスは下記**【お問い合わせ先・ご返送先】**までお願い致します。なお、調査票のご回答等ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい

【お問い合わせ先・ご返送先】

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番30号 日本自動車会館

(一社)日本自動車車体工業会内 「協力事業者制度」事務局

TEL：03-3578-1681

FAX：03-3578-1684

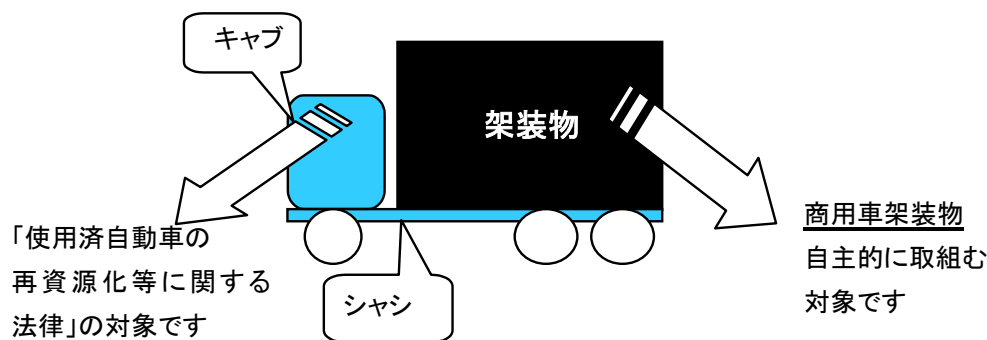
E-mail：info@jabia.or.jp

謹白

注1：商用車とは、自動車車種のうち貨物自動車・特殊用途自動車（平ボディ・バン・ダンプ・ミキサー・タンクローリーなど）を指します。

注2：架装物とは、キャブ付きシャシの上に載っている、物品積載装置やクレーン等の特殊な用途に用いられる装置を指します。

商用車架装物は下図のとおりです。



注3：「協力事業者制度」は、(一社)日本自動車車体工業会と(一社)日本自動車工業会が商用車の架装物の適正処理を目指し、処理を引受けて頂ける事業者のリストを作成し、広く社会に公表するものです（ただし本制度は、両団体が行う事業者の推薦制度ではありません）。


協力事業者制度の創設費用の一部には、オートレースの補助金が使われています。

一般社団法人 日本自動車車体工業会
一般社団法人 日本自動車工業会
商用車架装物分科会 宛

商用車架装物「協力事業者制度」参加申込書

申込日 年 月 日

当社は商用車架装物「協力事業者制度」の運営要領に同意の上、参加したく申し込みます。

フリガナ	フリガナ
社名	代表者ご芳名 
フリガナ	電話番号
住所 〒	

※お手数ですが、申込日から上記箇所すべてにご記入をお願い致します。なお代表者ご芳名は代表者の自署にてご記入頂き、代表者印のご捺印をお願い申し上げます。

※申込書のご返送は、郵送またはFAXにてお願い致します。

商用車架装物「協力事業者制度」参加適正処理施設調査票

フェースシート

【非公表】 共通項目 調査票にご記入頂く方に関しまして、お名前、社名、所属先（本社または事業所の別（どちらか一方に○をつけ、事業所の場合は事業所名をご記入下さい）と所属部署名、電話番号をお尋ねします。

調査票記入者お名前	
本社・事業所（事業所名）	所属部署名
電話番号	F A X 番号

問1. 【公表】 共通項目 貴社の社名、代表者氏名、住所等連絡先、従業員数、設立年についてお尋ねします。

社名	代表者氏名
住所 〒	電話番号
従業員数（正規） 人 （臨時） 人	設立年（西暦）

問2. 【公表】 共通項目 貴社の許可取得について、許可取得自治体名、業の種類、処理方法についてお尋ねします。（注）可能であれば許可証の写しを同封願います。

許可取得自治体名	
業の種類	
処理方法	

問3. 【公表】 共通項目 「協力事業者制度」へのご参加につき、商用車架装物の実際の処理に際し、貴社の受入窓口をお尋ねします。本社または事業所のどちらか一方に○をつけ（事業所の場合は事業所名をご記入下さい）、住所、担当部署名、電話番号（代表番号または受入窓口の直通のどちらかに○をご記入ください）、F A X 番号、E-mail アドレス、担当者氏名、またホームページをお持ちの場合、貴社のホームページ・URLをご記入下さい。

本社・事業所（事業所名）	担当部署名
郵便番号	住所
電話番号（代表・直通）	F A X 番号
E-mail	担当者氏名
ホームページ・URL	

問4. 【非公表】 共通項目 貴社の年間の売上高に関してお尋ねします。昨年度または直近年度（具体的な年度をご記入願います）の売上高はおおよそいくらだったでしょうか。

年度の年間売上高は、約 億 千万円

問5.【非公表】 共通項目 行政処分についてお尋ねします。現在行政処分を受けている場合、処分内容と改善状況・解除見通しをご記入下さい。

- ア. 現在、行政処分を受けていない。
- イ. 現在、行政処分を受けている。
- ウ. その他（具体的に)

現在行政処分を受けている場合、処分内容について：

改善状況・解除見通しについて：

また、過去5年間で受けられたことがあるでしょうか。「有」の場合、処分内容と改善状況をご記入下さい。

- ア. 過去5年間で、行政処分を受けたことがない。
- イ. 過去5年間で、行政処分を受けたことがある。
- ウ. その他（具体的に)

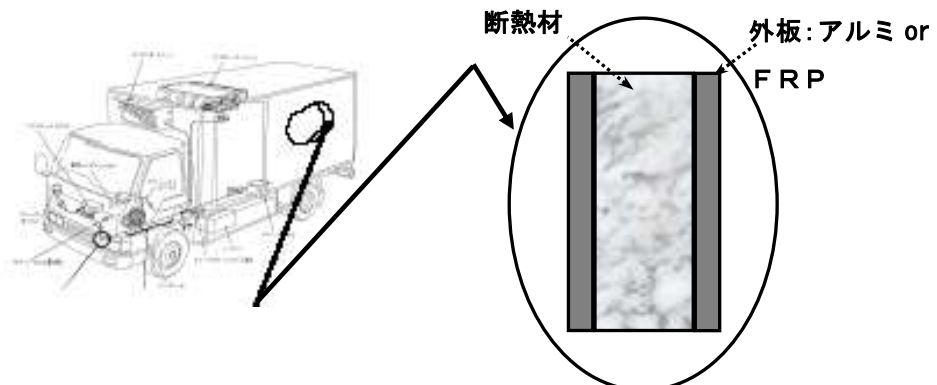
過去5年間で行政処分を受けたことがある場合、処分内容について：

改善状況について：

処理可能物について

問6.【公表】 共通項目 使用済み商用車架装物の適正処理に際して、架装物のFRP製パネル、断熱材（ウレタンフォーム、スチレンフォームなど）、FRP製パネルや断熱材に貼り合わされた木材および荷台の底板部分の木材の適正処理を求められています。

貴社で処理可能な商用車架装物の範囲についてお尋ねします。処理可能とされる該当するものすべて（①・②の別およびア～キの該当箇所）につき、下表の記入欄に○をご記入下さい。



①架装物その物で受入れられる（自社で分解して処理できる）	記入欄	②おおまかに素材に分離されたものを受入れる	記入欄
ア. 木材の破砕		ア. 木材の破砕	
イ. 木材の焼却		イ. 木材の焼却	
ウ. F R Pの破砕		ウ. F R Pの破砕	
エ. F R Pの焼却		エ. F R Pの焼却	
オ. 断熱材の破砕		オ. 断熱材の破砕	
カ. 断熱材の焼却		カ. 断熱材の焼却	
キ. その他()		キ. その他()	

問7.【公表】 共通項目 商用車架装物を処理して頂ける貴社が保有される処理施設についてお尋ねします。貴社の処理施設を有する事業所名・工場名とその住所および処理可能な架装物・処理方法についてお答え下さい。（注）事業所・工場が多数ある場合は、お手数ですが記入欄をコピーし、ご記入願います。

共通項目 事業所・工場 1

事業所名・工場名	
住所	
処理可能な架装物・処理方法	ア. 木材の破砕 イ. 木材の焼却 ウ. F R Pの破砕 エ. F R Pの焼却 オ. 断熱材の破砕 カ. 断熱材の焼却 キ.その他()

共通項目 事業所・工場 2

事業所名・工場名	
住所	
処理可能な架装物・処理方法	ア. 木材の破砕 イ. 木材の焼却 ウ. F R Pの破砕 エ. F R Pの焼却 オ. 断熱材の破砕 カ. 断熱材の焼却 キ.その他()

共通項目 事業所・工場 3

事業所名・工場名	
住所	
処理可能な架装物・処理方法	ア. 木材の破砕 イ. 木材の焼却 ウ. F R Pの破砕 エ. F R Pの焼却 オ. 断熱材の破砕 カ. 断熱材の焼却 キ.その他()

問8.【公表】 共通項目 商用車架装物（架装物そのまま、ないし素材に分離されたもの）の引取りを行ったことがありますか。該当する箇所には○をつけて下さい。

架装物そのまま	有り	無し
素材に分離されたもの	有り	無し

問9.【非公表】 共通項目 架装物そのままの引取りで、「有り」に回答した方にお尋ねします。引取りについて台当りの引取価格、年間のおおよその台数をお答え下さい。

架装物そのままの引取価格	円/台	台/年
--------------	-----	-----

問10、問11は、商用車架装物の素材毎に分別されたものも含めて貴社の引取りについてお尋ねします。

問10.【引取品目と引取りの有無のみ公表、有償・逆有償とトン当り価格は非公表】

注) 有償…貴社が金銭を支払って引取る 逆有償…引取りのときに貴社が金銭を受け取る

共通項目 以下の品目について、引取りの有無（どちらかに○をつけて下さい）、引取りがある品目について有償あるいは逆有償（どちらかに○をつけて下さい）、トン当りの引取価格（もらうあるいは支払う価格・処理費用のみで運搬費用は含まない）についてお尋ねします。

引取品目	引取りの有無	有償または逆有償 ^{注)}	トン当り価格
木くず	有・無	有償・逆有償	円/ t
廃プラスチック (FRP)	有・無	有償・逆有償	円/ t
廃プラスチック (断熱材)	有・無	有償・逆有償	円/ t
廃プラスチック (その他)	有・無	有償・逆有償	円/ t
ガラスおよび陶磁器くず	有・無	有償・逆有償	円/ t
がれき類	有・無	有償・逆有償	円/ t
その他 ()	有・無	有償・逆有償	円/ t

問11.【非公表】 共通項目 月平均の搬入量をトン数で搬入品目ごとにお答え下さい（搬入されていない品目には、搬入量のところに“0”をご記入下さい）。全体の搬入量に占める各搬入品目の搬入量の構成比を%でお答え下さい。

搬入品目	搬入量 t/月	構成比 %
木くず		%
廃プラスチック (FRP)		%
廃プラスチック (断熱材)		%
廃プラスチック (その他)		%
ガラスおよび陶磁器くず		%
がれき類		%
その他 ()		%

受入条件について

問12.【公表】 共通項目 商用車架装物の搬入時の制約についてお尋ねします。大きさ（寸法）、性状等搬入時の制約の内容をお答え下さい。

(1) 選択 以下の回答の前提について、いずれか一つだけに○をつけて下さい。また、

ア～ウの〔木材・FRP・断熱材〕のそれぞれの箇所につきまして、該当するものに○をご記入下さい。

- ア. 今までに商用車架装物の〔木材・FRP・断熱材〕を受入れているので、回答は実績で答える。
- イ. 今までに商用車架装物の〔木材・FRP・断熱材〕を受入れているが、回答は予想で答える。
- ウ. 今までに商用車架装物の〔木材・FRP・断熱材〕を受入れていないので、回答は予想で答える。

(2) **共通項目** 搬入時の制約の有・無について、該当する方一つに○をつけて下さい。

有り	無し
----	----

(3) **選択** 搬入される木材、FRPまたは断熱材（該当するものすべて）の受入可能な最大の大きさ（寸法）についてお尋ねします。

木材について

縦	m	×	横	m	×	長さ	m
---	---	---	---	---	---	----	---

FRPについて

縦	m	×	横	m	×	長さ	m
---	---	---	---	---	---	----	---

断熱材について

縦	m	×	横	m	×	長さ	m
---	---	---	---	---	---	----	---

(4) - a は木材の処理をして頂ける方をご記入をお願いします。

(4) - a ***木材について** 搬入される木材について、アルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要でしょうか。また、貴社の木材の受入れに影響するでしょうか。いずれか一つに○をつけて下さい。

- ア. 木材とアルミ等金属や樹脂との分離は必要ではないので、分離していなくとも木材は受入れる（分離不要）。
- イ. 木材とアルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要でできれば分離して欲しいが、分離していなくとも木材は受入れる（分離希望）。
- ウ. 木材とアルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要であるので、分離していなければ木材は受入れない（分離必須）。
- エ. その他（具体的に _____ ）

また下表に、木材に付着する物質ごとに分離不要、分離希望、分離必須のいずれか該当する箇所に○をつけて下さい（「アルミ」、「釘」以外の「金属」および、「その他」には具体的物質名を（ ）内にお書き込み下さい）。

付着物質名	分離不要	分離希望	分離必須
金属（アルミ）			
金属（釘）			
金属（ ）			

金属（ ）			
FRP			
断熱材			
樹脂			
接着剤			
塗料			
油			
その他（ ）			

(4) - bはFRPの処理をして頂ける方はご記入をお願いします。

(4) - b **◇FRPについて** 搬入されるFRPについて、アルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要でしょうか。また、貴社のFRPの受入れに影響するでしょうか。いずれか一つに○をつけて下さい。

- ア. FRPとアルミ等金属や樹脂との分離は必要ではないので、分離していなくともFRPは受入れる（分離不要）。
- イ. FRPとアルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要でできれば分離して欲しいが、分離していなくともFRPは受入れる（分離希望）。
- ウ. FRPとアルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要であるので、分離していなければFRPは受入れない（分離必須）。
- エ. その他（具体的に ）

また下表に、FRPに付着する物質ごとに分離不要、分離希望、分離必須のいずれか該当する箇所に○をつけて下さい（「アルミ」、「釘」以外の「金属」および、「その他」には具体的物質名を（ ）内にお書き込み下さい）。

付着物質名	分離不要	分離希望	分離必須
金属（アルミ ）			
金属（釘 ）			
金属（ ）			
金属（ ）			
木材			
断熱材			
樹脂			
接着剤			
塗料			
油			
その他（ ）			

(4) - cは断熱材の処理をして頂ける方はご記入をお願いします。

(4) - c **断熱材について** 搬入される断熱材について、アルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要でしょうか。また、貴社の断熱材の受入れに影響するでしょうか。いずれか一つに○をつけて下さい。

- ア. 断熱材とアルミ等金属や樹脂との分離は必要ではないので、分離していなくとも断熱材は受入れる (分離不要)。
- イ. 断熱材とアルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要であれば分離して欲しいが、分離していなくとも断熱材は受入れる (分離希望)。
- ウ. 断熱材とアルミ等金属や樹脂との分離はあらかじめ必要であるので、分離していなければ断熱材は受入れない (分離必須)。
- エ. その他 (具体的に)

また下表に、断熱材に付着する物質ごとに分離の要・不要と、受入れの可・否について該当する方に○をつけて下さい (「アルミ」、「釘」以外の「金属」および、「その他」には具体的物質名を()内にお書き込み下さい)。

付着物質名	分離不要	分離希望	分離必須
金属 (アルミ)			
金属 (釘)			
金属 ()			
金属 ()			
木材			
F R P			
樹脂			
接着剤			
塗料			
油			
その他 ()			

(5) **選択** 商用車架装物の木材、FRPまたは断熱材の搬入および処理について、貴社が特に留意される点をご記入下さい。

木材について :

FRPについて :

断熱材について :

問13、問14は木材、FRPまたは断熱材のどの処理をして頂けるかについて、選択
 [木材・FRP・断熱材]の欄に該当する箇所すべてに○を記入してお答え下さい(複数の○付け可)。

処理施設について

問13.【非公表】 選択 貴社が保有される木材、FRPまたは断熱材を処理して頂ける処理施設について、お尋ねします。各回答を回答記入欄にご記入下さい(処理施設および炉が複数ある場合はそれぞれ個別にご記入下さい)。

[処理施設が破碎等の焼却以外の処理施設である場合] ①所在都道府県名、②処理施設の概要(仕組み)と処理方法、③建設年、④申請された処理能力(1日当たりトン数)、⑤実際の処理量(1日当たりトン数)、⑥処理時間(1日当たり平均)

[処理施設が焼却炉である場合] ⑦所在都道府県名、⑧焼却施設の種類(全連続炉・准連続炉・機械化バッチ炉・固定バッチ炉のいずれか該当するもの一つに○をつけて下さい)、⑨炉の方式(例:セメントキルン炉等)、⑩運転方法(連続運転か間欠運転か該当する方一つに○をつけて下さい)、⑪建設年、⑫申請された焼却能力(1日当たりトン数)、⑬実際の焼却量(1日当たりトン数)⑭焼却時間(1日当たり平均)

(注) 焼却以外の処理施設および焼却炉が多数ある場合は、お手数ですが記入欄をコピーしたうえで、個別にご記入願います。

選択[木材・FRP・断熱材] 焼却以外の処理施設1 ①所在都道府県名()

②処理施設の概要と処理方法		
③建設年		
④申請された処理能力	⑤実際の処理量	⑥実際の処理時間(1日当たり平均)
t/日	t/日	時間/日

選択[木材・FRP・断熱材] 焼却以外の処理施設2 ①所在都道府県名()

②処理施設の概要と処理方法		
③建設年		
④申請された処理能力	⑤実際の処理量	⑥実際の処理時間(1日当たり平均)
t/日	t/日	時間/日

選択 **【木材・FRP・断熱材】 炉1** ⑦所在都道府県名 ()

⑧焼却施設の種類： 全連続炉・准連続炉・機械化バッチ炉・固定バッチ炉		
⑨炉の方式	⑩運転方法	⑪建設年
連続運転・間欠運転		
⑫申請された焼却能力	⑬実際の焼却量	⑭実際の焼却時間(1日当り平均)
t/日	t/日	時間/日

選択 **【木材・FRP・断熱材】 炉2** ⑦所在都道府県名 ()

⑧焼却施設の種類： 全連続炉・准連続炉・機械化バッチ炉・固定バッチ炉		
⑨炉の方式	⑩運転方法	⑪建設年
連続運転・間欠運転		
⑫申請された焼却能力	⑬実際の焼却量	⑭実際の焼却時間(1日当り平均)
t/日	t/日	時間/日

問 14. 【非公表】 選択 木材、FRPまたは断熱材を処理して頂ける処理施設に関する、安全管理、運転管理条件についてお尋ねします。貴社が木材、FRPまたは断熱材を処理されるとき、適正な施設・安全性、運転管理条件を達成するために、どのようなことをされているか、その内容をご記入下さい(排ガス等環境負荷物質削減のための処理工程、特に配慮する計測値、防音等)。

木材について：

FRPについて：

断熱材について：

問 15. 【非公表】 共通項目 貴社の取引先に関して搬入元事業者数をお尋ねします。

搬入元事業者数	社
---------	---

問 16. 【公表】 ISO14001 の認証取得についてお尋ねします。該当する項目一つに○をつけて下さい。

- ア. 取得済みである。
- イ. まだ取得していないが、取得について計画中である。
- ウ. 取得しておらず、今後も特に取得の予定はない。
- エ. その他 (具体的に)

問 17. 共通項目 「協力事業者制度」へのご参加に際し、アンケート票の質問項目の各欄の【公表】と表示した項目で回答をご記入頂いたうち、非公表にしたい項目があれば、ご記入下さい（また各項目の回答箇所にも（非公表）とご記入下さい）。

質問の番号	非公表にしたい内容

「協力事業者制度」へのご参加に際し、公表を前提とした貴社のピーアール点がございましたら、以下の記入欄に自由にご記入下さい。

【公表】 共通項目

()

質問は以上です。ご協力有難うございました。

商用車架装物「協力事業者制度」の運営要領

第1章 総則	1. 目的	本運営要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第2項の規定により、使用済み自動車から発生する法対象外となった架装物(以下、使用済み商用車架装物という。)のリサイクル・適正処理が適正に行われるよう、関係者の協力で創られた「協力事業者制度」(以下、本制度という)が、円滑に運営されることを目的とする。
	2. 運営主体	「協力事業者制度」の運営は、第2章に定める「商用車架装物分科会」が、目的に沿って主体的に行うものとする。
	3. 用語	本運営要領において使用する用語の定義を、次の各号に定める。
		(1)「協力事業者制度」とは、(一社)日本自動車車体工業会と(一社)日本自動車工業会が、使用済み商用車架装物についてリサイクル及び適正処理をすることを目的に、使用済み商用車架装物を廃棄するユーザー、引取・解体等の業者、行政等に対して、事業者情報の提供をする自主的に取組む制度のこと。
(2)「商用車」とは、自動車車種のうち貨物自動車・特種用途自動車(平ボディ・バン・ミキサ・タンクローリー・緊急自動車・医療防疫車等)をいう。		
	(3)「架装物」とは、キャブ付きシャシの上に載っている、物品積載装置(荷台)や、クレーン等の特殊な用途に用いられる装置をいう。	
第2章 ワーキンググループ	1. 構成	商用車架装物分科会は、(一社)日本自動車車体工業会と(一社)日本自動車工業会に所属し、かつ、使用済み商用車架装物のリサイクル及び適正処理の推進を担当する両団体の委員から構成されるものとする。
	2. 任務	商用車架装物分科会は、以下の任務を行うものとする。
		(1)本運営要領の内容の検討・設定。
		(2)参加事業者への申込書・調査票の検討・作成及び公募。
(3)参加を希望される事業者の参加要件への適合確認、登録、連絡及びホームページでの公表。		
(4)参加要件への適合確認の為の参加事業者の訪問調査。		
(5)不適合事業者への参加辞退の要請。		
3. 守秘義務	調査票の回答、訪問調査等によって知り得た非公表内容については、公表してはならない。一方、公表内容については、ホームページの他、本制度の活動目的に沿った範囲でパンフレット等にて公表することができる。	
第3章 制度事務局	1. 設置	協力事業者制度事務局は、本制度の運営のために(一社)日本自動車車体工業会内に設置する。
	2. 任務	協力事業者制度事務局は、協力事業者制度ワーキンググループの指示のもと、以下の任務を行う。
		(1)本制度に関する対外的窓口業務。
		(2)申込書・調査票の配布・回収・集計。
(3)本制度のホームページの運用、更新等の事務管理。		
(4)本制度の運用に関する、公表、参加事業者の公募、及び更新等の事務手続き。		
第4章 ホームページ	1. 公表	協力事業者制度ホームページは、(一社)日本自動車車体工業会のホームページにリンクさせるものとする。
	2. 掲載内容	協力事業者制度ホームページへの掲載項目は、以下とする。
		(1)本制度の紹介、参加事業者の公募。 (2)申込書の会社概要に関する情報並びに参加事業者が回答した調査票の情報。但し、調査票にて「公表」とした項目に限る。
3. 更新	協力事業者制度ホームページの更新時期は、商用車架装物分科会が必要と判断した場合に実施する。	
参加第5章 事業者	1. 申し込み	本制度への参加を希望される事業者は、商用車架装物分科会の所定の用紙(以下、「申込書」という)の各項目を全て記入して申込むものとする。
	2. 連絡	以下の項目に該当する場合は、速やかに協力事業者制度事務局((一社)日本自動車車体工業会)へその内容を連絡すること。
		(1)申込み内容及びホームページ公表内容に変更が生じた場合。
		(2)本制度参加申し込み後に、業務停止等の行政処分を自治体より受けた場合。
(3)その他営業の廃止等本制度への参加を継続しがたい重大な事由が生じた場合。		
(4)本制度からの退会を希望される場合。		
参加第6章 要件等	1. 参加要件	参加事業者となる為の要件は、以下とする。
		(1)本制度の趣旨に賛同し、本運営要領に沿った事業者であること。
		(2)リサイクル及び適正処理に関する関係法令を遵守していること。
		(3)申込書及び調査票の回答に虚偽の内容がないこと。
(4)本制度に関する事業を行うに必要な業の許可を取得・維持していること。		
2. 参加取消	商用車架装物分科会が、参加事業者に対して本章第1条第1項各号の参加要件を満たさないと判断したとき、参加の取消を行う場合がある。	
その他	1. 運営の範囲外	使用済み商用車架装物の受入条件等は、協力事業者と搬入者との間にて定められるものであり、また問題が生じた場合は、当該事業者間で解決されるものである。
	2. 制度の位置付け	本制度は事業者の推薦制度ではなく、適正処理事業者の情報提供制度である。